

下京区選挙管理委員会告示第25号

検察審査会法第10条第1項の規定による検察審査員候補者の予定者を選定するくじを行う場所、日時及びくじの方法は、次のとおりです。

平成19年10月31日

下京区選挙管理委員会

委員長 鎌田 高雄

1 くじを行う場所

京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8

下京区役所

2 くじを行う日時

平成19年11月27日 午後0時50分開始

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程（平成5年4月15日下京区選挙管理委員会規程第1号）の定めるところによる。

（下京区選挙管理委員会事務局）